



市営墓地の 使用者募集

北部墓地(飯島・写真)と河辺墓地の使用者を募集中。申し込みは11月30日(金)まで。詳しくはお問い合わせを。

問い合わせ 生活総務課 ☎(866)2074



INFORMATION

●市役所からのお知らせ

1 アトリオン駐輪場が無料に! 駐輪場の回数券を お持ちのかたへ

今月からアトリオン広場地下自転車駐輪場が無料になりました。以前、同駐輪場で購入した回数駐車券(60円券・右下写真)は、現金40円と合わせて、秋田駅西地下と秋田駅東の駐輪場で使えます。また、左記の窓口で払い戻しの手続きもできます(請求書の様式は市ホームページにもあります)。



受け付け窓口(12月28日(金)まで)

●交通政策課(市役所4階)▼平日、午前9時～午後5時

●秋田駅西地下自転車駐輪場▼毎日、午前6時30分～午後10時30分

●秋田駅東自転車等駐輪場▼毎日、午前5時～午前零時30分

払い戻し金額 60円券1枚につき55円。ただし11枚以上は11枚につき600円

支払い 申請した翌月末までにご指定の口座(郵便局を除く)へ振り込みます

●問い合わせ 交通政策課 ☎(866)2035

2 上下水道局総務課・ 水道建設課が一時移転

川尻にある上下水道局では、庁舎改修工事のため次の期間、総務課、水道

建設課、下水道建設課が八橋下水道終末処理場管理棟(八橋本町六丁目)へ移転します。電話番号は変更ありません。なお、お客様センターと給排水課、維持管理課は移転しません。

●期間 水道建設課と下水道建設課は7月30日(月)から、総務課は8月6日(月)から。いずれも来年5月中旬まで

●問い合わせ 上下水道局総務課 ☎(823)8434



3 ひとり親家庭のかた 児童扶養手当を 受給できます

18歳までのお子さん(18歳になってから最初の3月31日まで)や特別児童扶養手当を受給している20歳未満のお子さんがいる、ひとり親家庭の親(父母に代わってお子さんを養育しているかたを含む)は、児童扶養手当を受給することができます。ただし、国民年金や厚生年金などの公的年金(老齢福祉年金を除く)を受給できるかたは対象になりません。また、申請者や同居している扶養義務者(申請者の父母など)の所得が一定額以上ある場合は、手当の一部または全部を支給しません。

支給額：全額支給の場合、1人目のお

子さんは、月額4万1千430円です。2人目は5千円、3人目以降は1人につき3千円を加算します。

障害年金の子の加算額と比べて金額が高い方を選べます。両親の一方に一定の障がいがある場合は、児童扶養手当の支給額と、障害年金の子の加算額で金額が高い方を選ぶことができます。詳しくはお問い合わせください。

●すでに受給しているかたへ

■現況届を忘れずに：現況届のお知らせを7月下旬にお送りします。現況届を8月31日(金)までに提出しないと、8月以降の手当を受給できません。

■受給資格の喪失：受給者が公的年金の給付を受けたときや婚姻したとき(事実上の婚姻・内縁関係を含む)は、受給資格がなくなりますので、すぐに届け出をしてください。

●問い合わせ 子ども総務課支援担当 ☎(866)8957

4 障がいがあるかた 所得の状況届を 忘れずに

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)を受けているかたは、所得の状況届を提出してください。詳しくは7月末に郵送する通知をご確認ください。

●受付期間 8月13日(月)から16日(木)までの午前9時～午後5時
●受付場所 市役所本庁舎2階の正庁



●ごみの不法投棄をしない!…ごみの不法投棄や野外での焼却は罰則(5年以下の懲役もしくは1,000万円以下、法人は3億円以下の罰金)の対象になります。廃棄物対策課 ☎(866)2076